

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。お勤め先の会社が届出を代行することはありませんのでご注意ください。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。次に該当する方は加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社

後期高齢者医療保険料

軽減基準が改定

決定通知書等は7月中旬に発送

後期高齢者医療保険料は、被保険者すべての方が負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額の軽減基準が改定されました(表1)。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています(表2)。

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康

の健康保険に加入していない方

○個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

届出は14日以内に行ってください。加入の届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うこととなります。また、やめる届出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったのに保険証を使ってしまうと、医療費を後で返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

医療保険課資格賦課係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

令和3年度の国民健康保険料(均等割額・所得割額)等が下表のとおり改定されました。

保険料は、世帯ごとの加入者数と所得額を基にそれぞれ算出した医療分(基礎分)、支援金分(後期高齢者支援金等)、介護分(介護納付金分)の各区分を合わせた金額となります。

また、総所得金額等が基準以下となる世帯が対象の保険料均等割額の減額についても、減額基準が変更されました。

保険料の計算方法、均等割額の減額基準など、詳細は4月中旬に国保加入世帯にお送りする「国保だより」および小冊子「みんなでお守ろうわたしたちの国保」をご覧ください。令和3年度の保険料通知書は、6月中旬に世帯主あてにお送りします。なお、納付方法は2種類あります。普通徴収(納付書または口座振替等)による納付方法。年間保険料を6月期・翌年3月期までの10回に割り振り、納めていただきます。

「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法。4・6・8月に仮徴収(※)として納めていた後、年間保険料から仮徴収額を除いた残りを10・12・2月

の本徴収で納めていただきます。※前年度から引き続き特別徴収の方は、令和3年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として各月に納めていただきます。

非自発的失業者の方は届出により保険料を軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、届出により前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

○雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、

特別徴収がはじまる方へ

(年金からの差し引き)

介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収が4月、6月から始まる方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。なお、引き続き年金から差し引きされる方の4月と6月の保険料は、2月の保険料と同額となります。

令和3年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知書は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。令和3年度の区民税決定後に再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「令和3年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。

保険料の支払い方法2種類

介護保険は皆さんの納める保険料で支えられています。納付

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに軽減します。
※65歳以上(令和3年1月1日時点)の方の公的年金所得は、さらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
※軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

表2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額※1	軽減割合
15万円以下※2	50%
20万円以下※2	25%

※1 前年の総所得金額および山林所得金額並びに林式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。
※2 東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

表3 被扶養者だった方の軽減※1

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません ※2

※1 低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。
※2 所得割額の軽減割合については、今後見直しを検討されています。

方法が2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。

「特別徴収」年金差し引きで納めていただく方法です※老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方はこちらの方法

「普通徴収」65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書により納めていただく方法

保険料の支払いが困難な方はご相談を

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて、介護サービス

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します(嘱託員は身分証を携帯しています)。外出が困難で訪問を希望される方は、ご連絡ください。また、保険料の納め忘れ防止のため、コールセンターから電話による未納のお知らせも行っています。

介護保険課資格賦課係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

令和3年度 国民健康保険料額

①～③の均等割額と所得割額(所得割率を用いて算定)の合計額が令和3年度の年間保険料額です。

	①医療分(加入者全員)	②支援金分(加入者全員)	③介護分(40～64歳の加入者)
均等割額	38,800円/人 (前年度から1,100円減)	13,200円/人 (前年度から300円増)	17,000円/人 (前年度から1,400円増)
所得割額	7.13%(前年度から0.01ポイント減)	2.41%(前年度から0.12ポイント増)	2.37%(前年度から0.39ポイント増)
年間限度額	630,000円 (前年度と同額)	190,000円 (前年度と同額)	170,000円 (前年度と同額)

※年間所得額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した金額(雑損失は控除しません)。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。